

学校いじめ防止対策基本方針

天妃小学校
令和7年4月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会（いじめ防止委員会）

いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、月1回開催する。
（いじめ発覚時は臨時に開催する）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・教育相談担当・学年主任・
特支担任・当該児童担任

※場合によって、スクールカウンセラーやSSW、教育相談員、関係機関職員、医師、
弁護士も出席する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換
及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- 児童の実態を十分に把握し、支持的風土のあるより良い学級経営に努める。
- 「分かる・できる」授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 学校全体で計画的な教育相談を年2回実施する。
- 教育相談員やSCとの時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や子ども園との情報交換や交流を積極的に行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 定期的な教育相談

○定期的な教育相談実施。必要に応じて教育相談を推進する。〔年2回 7月・11月〕

(2) 定期的なアンケートの実施

○いじめについての定期的なアンケートの実施〔毎月実施〕

※必要に応じて実施する場合もある。

(3) がんばりノート等による観察

○がんばりノートの保護者コメントや授業ノート等にも注意を払う。

(4) 情報交換

○日頃から学年会や生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）での情報共有化

○職員会議等で生徒指導担当や学級担任による児童生徒の状況報告

○SCや教育相談支援員、安全支援員。保健室等からの情報収集

(5) 家庭・地域との連携

○日頃から学級だよりや学校だより、地域行事等を通して連携を図る。

○個人面談や学校公開日での情報交換を図る。

5 いじめ発生に対する対応

(1) 初期対応

・いじめに関する相談を受けた場合、速やかに学年主任・生徒指導主任・管理職に報告し、事実の有無を確認する。（独断で判断しない、報連相の徹底）

(2) チーム対応

・いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）を開き、対応を協議する。

(3) 事実究明と指導

・詳細な調査の実施（関係児童からの聞き取り、アンケート調査）

※聞き取りに関しては複数で対応する。

・いじめは絶対に許されない行為であるとの認識に立った毅然とした指導を行う。

・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) 被害者への対応 ※被害者へ寄り添い、親身に対応する。

・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

（心配や不安を取り除くよう心がける）

・いじめを受けた児童を徹底して守る。

（見守り体制を整備する。登下校・休み時間・清掃時間等）

・本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す。

(4) 加害者への対応

・いじめは人権侵害行為であり、絶対に許すことのできない行為であることを認識させ、いじめが完全になくなるまで継続的に支援する。

・いじめを行った児童から、理由を聞くとともに、保護者との連携、必要に応じてSCとの面談等を実施し、2度と同じ行動をしないように支援体制を強化する。

※いじめた児童の心の内面を理解するよう努め、心理的ケアを十分に行う。

(5) 保護者との情報共有

・事実を正確にを関係保護者と共有する。（憶測や関係のない話しまで広げない）

・保護者の心情を理解し、丁寧に対応する。

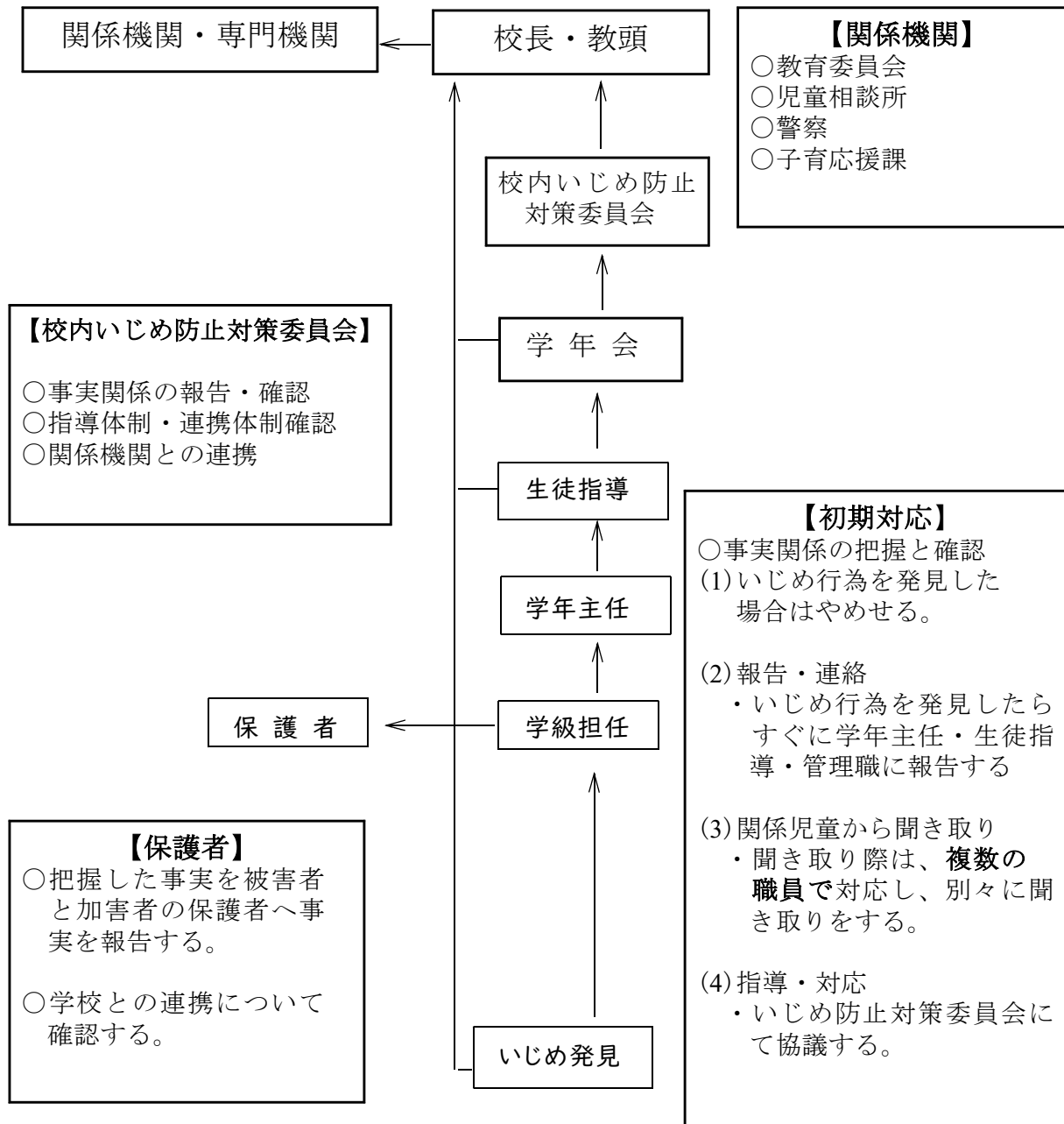
(6) 関係機関との連携

- ・いじめに関する事案等については教育委員会等と連携して対応する。

(7) 事後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。(カウンセラー等の活用、心のケアに努める)
- ・謝罪や解決とは急がず、対応策を講じながら見守りを続ける。
- ・聴衆や傍観者がいた場合、いじめはみんなの問題として、学級全体へ指導を行う

6 いじめが起こった場合の組織対応



7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てが合った場
「いじめ防止対策推進法」より

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあつたとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

8 いじめ対策年間取り組み計画

月	取 り 組 み 内 容
毎月	・なかよしアンケートの実施 ・児童支援ファイルを活用して、いじめの未然防止、早期対応など学年共有 ・職員会議にていじめの認知、情報共有 ・児童支援委員会(いじめ防止対策委員会)
4月	・いじめ防止対策基本方針の共通理解(職員会議) ・学級での支持的風土づくり、人間関係づくり(学級・行事等) ・生徒指導朝会(第1回) ・保護者・教師へいじめチェックリスト配布
7月	・学校アンケートの実施(児童・保護者の声) ・なかよしアンケートの実施 ・校内研修(いじめ防止について) ・教育相談(第1回) ・個人面談
9月	・生徒指導朝会(第2回)
10月	・2学期に向けた支持的風土づくり(学級)
11月	・行事を通した人間関係づくり(運動会) ・学校アンケートの実施(児童・保護者の声) ・教育相談の実施(第2回)
12月	・個人面談
1月	・生徒指導朝会(第3回)

4月配布用いじめのチェックポイント

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント
☐ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
☐ 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
☐ 表情がさえず、うつむき加減である。
☐ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
☐ 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
☐ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
☐ 学用品の破損、ノートに落書きがある。
☐ 授業中、顧客に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしたりどよめきがあったりする。
☐ その子を責めると嘲笑が起ったり、しらけたりする。
☐ その子どもの隣に誰も座りたがらない。
☐ 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
☐ 黒板や机等にあだ名や「○○死ね」などの落書きをされる。
☐ 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうしたりしている。
☐ 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
☐ 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
☐ 休み時間や放課後に一人でぼんやりしていることが多い。
☐ 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
☐ さほど親しくない友達と一輪にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
☐ 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
☐ 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
☐ 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子ども名前が出てくる。
☐ 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
☐ 人権を無視したあだ名(「ばいきん」、「○○菌」)がつけられ、しつこく言われる。
☐ 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
☐ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント
☐ 学校へ行きたがらない。
☐ 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
☐ イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
☐ 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
☐ お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
☐ 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
☐ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
☐ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
☐ 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
☐ 怒りに満ち、表情が暗くなる。
☐ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
☐ 先生や友だちを批判する。
☐ 親に隠し立てをすることが多くなる。
☐ 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
☐ 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
☐ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
☐ 外に出たがらない。
☐ 学校の様子を聞いても言いたがらない。
☐ 電話に敏感になる。
☐ 友達からの電話にいい口調で応答する。
☐ 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
☐ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
☐ 親の学校への出入りを嫌う。
☐ 友だちのことを聞かされると怒りっぽくなる。
☐ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。